

マンション管理組合の理事会

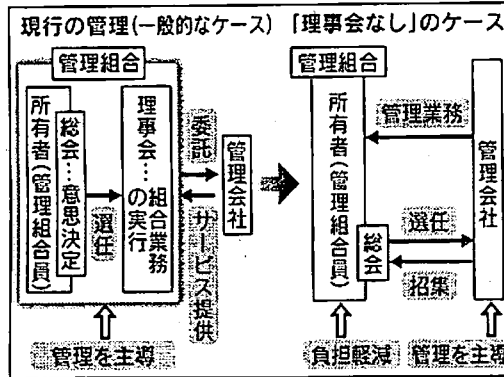
人がいなくなると、計画的な修繕など適切な業務に支障が出る恐れもあるためだ。新制度を利用する管理会社には資格要件を厳しくして、トラブルの発生を未然に防ぐ。

国交省が検討

国土交通省はマンションの所有者でつくる管理組合の理事会に代わり、管理会社が業務の大半を請け負える新制度の検討に入る。所有者の高齢化や一人暮らしの増加によって理事会の役員を引き受け

高齢化・単身者増 運営難に対応

管理会社の代行可能に



マンションの管理は日給の決定に基づいて理が基本だ。しかし、実際には役員の手が見つけられず活動が停滞する組合も少なくない。東京都が二〇〇三年に公表した調査では、都内の築三

▼マンション管理組合 区分所有法(マンション法とも呼ばれる)に基づき、分譲マンションの所有者全員でつくる組織。建物や敷地の保守、生活上のルール策定、修繕積立金の運用や長期的な修繕計画の作成などを手掛ける。全国に七万八千の組合があるとされる。通常、住民から選ばれた複数の理事と監事から成る理事会が業務を実行する。大半の組合は清掃などの日常業務を管理会社に委託している。

早ければ四月にも省内に管理会社の業界団体や専門家を交えた研究会を設置。理事会が成立せず組合が機能しないようなマンションを対象に、管理会社が一定の報酬を受け取り適正な業務を提供する仕組みを検討する。現在の制度でも管理会

十年以上のマンションの一七・四％で組合が機能していなかった。組合の活動が止まると、管理費や修繕積立金の滞納を招きやすい。所有者間の合意づくりが難しくなり、大規模な修繕や日常の保守などが遅れてマンションの寿命も縮めかねない。国交省は昨年施行した住生活基本法で、新築住宅の供給を増やすことから良質の住宅を長く活用する「ストック重視」へと住宅政策を転換したこともあり、制度的な対応が欠かせないと判断した。



2月4日
日曜日

発行所 日本経済新聞社
東京本社 〒100-8066 東京都千代田区大手町1-9-5
大阪本社 〒540-8588 大阪府中央区大手前1-1-1
名古屋支社 〒460-8366 名古屋市中区栄4-16-33
西部支社 〒812-8566 福岡市博多区博多駅前2-16-1
札幌支社 〒060-8621 札幌市中央区北1条西6-1-2

大切な「水」をあなたへ

川本ポニマ

株式会社川本製作所
http://www.kawamoto.co.jp